

管理者:井上 浩利

医 師:井上 浩利(診療経験 2002 年から眼科診療) 井上 泰彦 福岡大学医師

特掲診療科の施設基準に係る届出

・緑内障手術(流出路再建術(眼内法)及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術)

・コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院に初めて受診した方は初診料 291 点を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料算定したことがある方は再診料 75 点を算定いたします。コンタクトレンズ検査料 1:コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、200 点を算定いたします。\* 厚生労働省が定める疾病等によっては、コンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。

指定を受けているもの

保険医療機関

生活保護法指定医療機関

難病指定医療機関

指定小児慢性特定疾病医療機関

身体障害者福祉法指定医

#### 【明細書発行体制等加算について】

当院では明細書を無料で発行しており、行われた検査の名称など、個別の診療報酬算定項目が記載されております。明細書の発行を希望されない場合は、会計窓口にご旨お申し出ください。

#### 【一般名処方加算について】

当院では品質・効き目・安全性が同等であると国から認められた後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるものは、薬剤成分を基にした一般名処方を行う場合があります。これにより、薬剤を安価に提供することや、特定の医薬品の供給不足が生じた場合でも、必要な医薬品を柔軟に提供することが可能です。

#### 【ベースアップ評価料について】

当院では医療現場でも職員の賃上げを行い、人材確保、医療の質を向上させるための取り組みとして国が導入したベースアップ評価料を適用しております。この制度は、医療スタッフの賃金改善を目的とした国の施策であり、当院は、この評価料を全額スタッフの賃上げに充当いたしております。

医療法人正眼会 井上眼科医院  
理事長 井上 浩利